

令和3年第4回野田市議会定例会報告

(教育総務課)

1 会期 令和3年6月8日（火）から25日（金）
一般質問6月16日（水）から18日（金）

2 市長の市政一般報告について

市政一般報告（教育関係及び関連事項の抜粋）

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について
- ② 小中学校の校外学習等における民間バスの借上費用等の補助について
- ③ 公共施設等トイレ手洗い場等自動水栓化事業について
- ④ 市主催事業について
- ⑤ 鈴木貫太郎記念館の再建について
- ⑥ 生物多様性自然再生事業について
- ⑦ 行政改革大綱の見直しについて
- ⑧ 子ども未来教室について
- ⑨ G I G Aスクール構想について
- ⑩ いじめ問題対策委員会について
- ⑪ 児童虐待再発防止の取組について
- ⑫ 施設の老朽化対策について
- ⑬ ふるさと納税について
- ⑭ 寄附について

3 提出議案等について

報告第2号 令和2年度野田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第8号 専決処分の報告について

議案第2号 野田市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

議案第6号 令和3年度野田市一般会計補正予算（第3号）

議案第7号 野田市立小中学校学習用端末の購入について

議案第8号 野田市鈴木貫太郎記念館再建基金条例の制定について 追加議案

議案第9号 令和3年度野田市一般会計補正予算（第4号） 追加議案

4 一般質問について

別紙のとおり

【市政一般報告（抜粋）】

令和3年第4回野田市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、先の定例会以降に動きのあった主な施策や事業についてご報告いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について申し上げます。

東京都を始めとする都道府県に緊急事態宣言が発令され、本市を含む県内 12 市が、まん延防止等重点措置を講じるべき区域に指定され、5月 28 日には、国の対策本部会議にて6月 20 日まで延長されることが決定されました。

6月 6 日現在、無症状病原体保有者を含む市内延べ感染者数は 841 例となっており、新規感染者数は高止まりの状況にあります。また、千葉県によると、県内では感染力の強い変異株への置き換わりが進んでいるとのことで、予断を許さない状況ですが、基本的な感染対策を一層丁寧にやっていただくことが大切になりますので、引き続き市民の皆様にご協力をお願いしてまいります。

ワクチン接種につきましては、5月 31 日から高齢者向けのワクチン接種を開始させていただいております。野田市医師会の皆様には、日々、市民の生命を守るべく奮闘されておられる中で、ワクチン接種に多大なるご協力をいただき、感謝申し上げます。

現在の本市の接種状況につきましては、5月 31 日現在で、高齢者施設の入所者 891 人、高齢者施設に勤務する従事者等 685 人が第 1 回目の接種を完了しております。さらに、各医療機関に勤務する医療従事者につきましては、約 4,000 人が 1 回目の接種を完了しております。

高齢者の個別接種につきましては、5月 6 日から予約を開始し、約 2 万回分の予約枠を用意しましたが、その全ての予約枠が当日中に埋まり、受付を一時停止することになり、接種を希望していた方々には大変ご迷惑をお掛けしたところでございます。その後、医師会と協議し、医療機関の皆様にご協力いただき、新たに約 1 万回分の予

約枠を確保できることから、5月22日の土曜日から予約を再開いたしましたが、当日に予約枠が埋まり、現在、受付を一時停止しております。今後の予約開始日などにつきましては、再度、医師会と協議を進めてまいりますが、詳細については追ってお知らせいたします。

なお、高齢者への接種につきましては、国から、6月21日の週までに約8万7,000回分のワクチンが供給されることとなり、高齢者への接種には十分に対応できる量が確保されることとなりました。

しかしながら、国から要請されている7月末までの希望する高齢者への接種は、7月の完了には無理があるものと認識しております。現時点でのスケジュールでは、高齢者約5万人のうち、7割の高齢者が8月末で終了する計画ではありますが、今後、より早いワクチン接種を推し進めるため、個別接種体制の強化を図るとともに、補完的に、文化会館を会場とした集団接種を6月20日から毎週日曜日に実施してまいります。まずは、市が管理するひとり暮らし高齢者福祉台帳の登録者1,689人のうち、予約受付ができていない783人を対象に、ワクチン接種の希望を伺う案内通知を5月28日に送付しており、各地区の民生委員のご協力をいただきながら、接種に向けた支援を行っております。さらに、民生委員がその地域で把握しているひとり暮らし高齢者福祉台帳に登録していない一人暮らしや二人暮らしの高齢者等に対しても、ワクチン接種の希望について声掛けしていただき、きめ細かい支援を行っております。

また、これと併せて、7月1日から文化会館及び関宿総合公園体育館において集団接種を実施すべく準備を進めています。

ワクチン接種に対する府内体制の強化につきましては、市長直轄の臨時の組織として、6月1日付けで新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置しました。室長に部長級の職員を兼務させるとともに、9人の専任職員、5人の兼任職員でこれまで以上にスピード感をもって対応してまいります。

次に、小中学校の校外学習等における民間バスの借上費用等の補助について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため校外学習等で使用するバスの乗車定員を半分にしたことにより、民間バスの借上げが必要となった小中学校に対し、増台分の借上

費用等を補助することといたしました。現時点での事業費は約 1,700 万円を見込んでおりますが、6 月分までは予備費を活用させていただき、7 月以降の補助金については、今議会の補正予算に計上させていただいております。

次に、公共施設等トイレ手洗い場等自動水栓化事業について申し上げます。

本庁舎の手洗い場等の自動水栓化につきましては、1 階及び 2 階のトイレが 5 月 17 日に供用を開始しました。

学校を含む他の公共施設につきましても、4 月 28 日に設計業務委託契約を締結しましたので、現在、早期整備に努めております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在もなお終わりが見えない状況となっておりますので、今後も必要な対策費を補正予算や予備費により確保した上で迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、4 月 28 日から 6 月 20 日まで、まん延防止等重点措置を講じるべき区域に指定されたことを踏まえた主な市の対応について申し上げます。

市主催事業につきましては、感染を再拡大させないため、感染対策を緩めることなく、中止できるものは中止、延期できるものは延期することといたしました。

主なイベントの中止状況としまして、文化祭の中止、市民ふれあいハートまつり・福祉のまちづくりフェスティバル・市民活動元気アップふえすたの同時開催の中止、野田みこしパレードの中止などを決定しております。

野田市関宿まつり花火大会及び野田夏まつり躍り七夕につきましては、東京オリンピック・パラリンピックの会場警備強化により警察の協力が難しいため、イベントを安全に開催するための十分な警備体制を確保することが困難であることに加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続いていることから、次年度へ延期することが決定されました。

また、実施することとしました胃がん検診、3 か月児健康相談、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査、ひとり親家庭等就業支援講習会、小学校 3 年生対象の子ども未来教室、公民館主催講座及びオープンサタデークラブなどにつきましては、時間や人数を制限するなど徹底した感染症対策を講じた上で実施しております。

次に、鈴木貫太郎記念館の再建について申し上げます。

建設準備委員会を設置するための準備を進めておりますが、建設準備委員会での審議に当たっては、その前段として、建設資金の確保対策が重要であります。建設資金の確保の中心となるのは、多くの方々からの寄附と考えており、貫太郎翁ゆかりの財界人や政治家など、できるだけ多くの方々に再建の意義にご賛同いただき、寄附を募ってまいりたいと考えております。このため、再建の意義を唱えていくブレーンとして専門委員を1人選任するべく準備を進めております。また、既に記念館再建のための寄附も頂いているため、寄附の受皿として、基金条例を設置する準備を進めておりますので、準備が整い次第、関係議案を提案させていただきます。

生物多様性自然再生事業について申し上げます。

「生物多様性のだ戦略」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により第4回目の市民会議を書面による開催とし、自然環境調査の秋報告、市民会議委員の企業での取組及び課題等のヒアリング内容の報告を行いました。

生物多様性の取組のシンボルであるコウノトリの飼育・放鳥につきましては、今年も他施設で飼育されているペアの卵を野田市の飼育ペアに預け、5月7日に2羽のヒナが誕生し、6月3日から愛称募集を行っております。無事に巣立ちまで進めば、今年も幼鳥の放鳥を行いたいと考えております。

また、平成25年に生まれた「つばさ」は、東京都武蔵野市にある井の頭自然文化園から、飼育・展示したいとの要望がありましたので、譲渡の手続を進めているところでございます。

野外で活動しているコウノトリにつきましては、28年放鳥の「ひかる」は、令和元年に放鳥した「レイ」と栃木県小山市の渡良瀬遊水地の人工巣塔においてペアとなり、3月にヒナの姿を確認し、6月3日に幼鳥2羽が巣立ちました。

平成30年放鳥の「りく」は、長期間、佐賀県に滞在しているとの見守り情報を頂いておりましたが、愛知県南知多町で衰弱した状態で発見され、野鳥保護施設に搬送後、死亡が確認されました。病理解剖を行った結果、くちばしの骨折と体重の減少が確認されたため、餌が取れなくなり衰弱したものと推測されております。

29年に放鳥した「ヤマト」は、昨年の2月から、江川地区に定着しております。

人工巣塔の設置につきましては、クラウドファンディングによる取組により寄附を募り、目標額を大きく上回るご寄附を頂きましたので、江川地区及び木間ヶ瀬地区への設置を進めてまいります。関係する予算を今議会の補正予算に計上させていただいております。

行政改革大綱の見直しについて申し上げます。

現行の行政改革大綱につきましては、令和元年4月1日から7年3月31日までの6年間を計画期間としてまいりましたが、行政需要の変化に的確に対応するため、行政改革大綱の見直しを行います。具体的には、総合教育会議の活性化や、遅れている（仮称）子ども部の設置、魅力発信に関する組織の再編を含めた部・課の組織機構の見直しなどを予定しており、7月の行政改革推進委員会に諮問したいと考えております。

子ども未来教室について申し上げます。

令和2年度につきましては、国の緊急事態宣言を受けて開催を中止したことから、1月7日の実施を最後に中学生の子ども未来教室を終了いたしました。中学1年生から3年生までの最終的な登録生徒数は364人で、平均出席率は67.5%ございました。

今年度につきましては、小学生の部を4月26日から開催しております。今年度も、徹底した感染症対策を行いながら、基礎学力の向上や学習習慣の定着を目指し、少人数グループごとのきめ細やかな指導などを行ってまいります。中学生の部は、まん延防止等重点措置を講じるべき区域に指定されたことに伴い、夜間の外出を抑制するため開催を見合わせております。生徒の学習意欲を継続させるため、家庭で自習ができる学習プリントを配布いたしましたが、休止が長期化するようであれば、更なる対策を講じる必要があることから、委託事業者と協議し対応してまいります。

G I G Aスクール構想について申し上げます。

教育委員会では、G I G Aスクール構想の実現に向けて、令和2年度に全児童生徒数の3分の2に相当する7,896台のタブレット型パソコンの整備を完了いたしました。

現在、全児童生徒と教職員に付与されている学習支援ツールを利用して、授業で生徒が作成したレポートをクラスで共有することや、学級活動で生徒の意見や感想を共有しながらクラスの目標を立てる、社会科などの調べ学習で児童がパソコンを使用するといった活用法に取り組んでいるところでございます。

今年度は、残りの3分の1に相当する3,531台のタブレット型パソコンの整備を進めてまいります。

なお、購入に係る議案を今議会に提案させていただいております。

今後も、学校における1人1台のパソコン環境を十分に活用し、小中学校のＩＣＴ教育の充実を図ってまいります。

いじめ問題対策委員会について申し上げます。

4月14日に、教育委員会が設置した野田市いじめ問題対策委員会によるいじめの重大事態に関する調査報告書及び本報告書に対するご遺族からの所見書を受領いたしました。

所見書には、ご遺族から再調査の意向が示されており、また、本報告書及び所見書について、行政法律相談を委託している弁護士に意見を求めたところ、「調査報告書には、いじめが明らかに自殺の要因であると判断できないことが記されていたが、その理由が具体的に示されていない」との指摘を受けましたので、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づく再調査を実施することといたしました。

なお、再調査を実施するに当たりまして、医師、弁護士及び学識経験者で構成する第三者委員会を設置してまいりますので、本委員会の設置条例及び関係する補正予算を今議会に提案させていただいております。

続きまして、諸般の報告について申し上げます。

児童虐待再発防止の取組について申し上げます。

児童虐待再発防止対策として作成した野田市独自の児童虐待防止対応マニュアルにつきましては、令和元年度に、野田市と柏児童相談所との連携及び役割分担の明確化を図るため児童相談所編を策定し、令和2年度には、学校編及び保育所・幼稚園・学

童保育所編を策定いたしました。現在、策定したマニュアルに基づき対応しておりますが、マニュアルの運用に当たり修正や加筆等の必要がある場合は、隨時対応することとしております。

児童虐待及びDV対策につきましては、これまで児童虐待では「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」、DVでは「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」とそれぞれの大綱に基づき対策を講じてまいりました。

しかしながら、児童虐待とDVは密接に関連することから、児童虐待とDVを一本化した「野田市児童虐待及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を新たに策定することとし、5月6日に開催しました野田市要保護児童対策地域協議会代表者会議で素案を議論いただきました。今後、パブリック・コメント手続を進めてまいります。

子ども家庭総合支援課の体制につきましては、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点として、18歳までの全ての子どもとその家庭や、妊娠婦を切れ目なく継続的に支援しており、本年度からこれまで会計年度任用職員であった家庭児童相談員を、正規職員である子ども家庭支援員とし、子ども家庭総合支援拠点事業の充実を図っております。

施設の老朽化対策について申し上げます。

施設の老朽化対策については、関係部課長で構成するプロジェクトチームによる検討を進めていますが、施設数も多く財政的にも厳しく課題山積の状況であり、検討の方向性も見い出せていないのが現状であります。しかし、長寿命化を中心とする老朽化対策は、財政的にも最大の課題であることから、新たに、市長を筆頭に主管者で構成する府内会議を設置することといたします。さらに、その実効性を確保するためには、専任の事務局が必要であることから、臨時の組織として、2人の管理職を6月1日付けで配置いたしました。まず取り組まなければならない緊急的課題として、野田市給食センターなど老朽化した給食施設や耐震性に問題のあった特定建築物である福田体育館の対応があります。さらに、施設の現状把握に資すると考えられる包括管理委託業務についても、至急、検討を進めてまいります。第三者委員会につきましては、府内検討により、ある程度の方向性を出した段階で、設置してまいります。

ふるさと納税について申し上げます。

令和2年度分のふるさと納税につきましては、みどりのふるさと基金へ1,468件、4,619万2,620円、学校施設整備等基金へ608件、1,716万円、新型コロナ対策協力寄附として44件、440万5,235円の寄附を頂きましたが、大幅な増加があった令和元年度と比較しますと、649件、667万150円の減となりました。

今後につきましては、魅力ある返礼品の更なる充実を図ることにより、寄附の増加を図ってまいります。

また、企業版ふるさと納税として、生物多様性や自然環境保全に取り組んでいる野田市の「自然と共生するまちづくり推進プロジェクト」に対して、令和元年度に引き続きちば東葛農業協同組合様から30万円、新たに株式会社シーエックスカーゴ様から30万円のご寄附を頂いております。

寄附について申し上げます。

木間ヶ瀬小学校の備品として、野田市木間ヶ瀬3772番地 株式会社関宿急便代表取締役 鶴岡 等 様から指導者用パソコンデスク10台、14万円相当を頂きました。

小学校の5年生全クラスと特別支援学級全クラスに補助教材本として、柏市高田362番地 ちば東葛農業協同組合 代表理事組合長 勝田 実 様から年間購読図書44万3,520円相当を頂きました。

市内小中学校の各校に配架する教材として、野田市中野台168番地の1 野田センターラロータリークラブ 会長 福井 三郎 様から広辞苑31冊、30万1,320円相当を頂きました。

小中学校及び幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策消耗品として、野田市尾崎811番地の35 大熊 茂夫 様から、次亜塩素酸携帯除菌スプレー50本及び塩水パック90個入り50箱、35万円相当を頂きました。

小中学校及び不登校児施設の衛生環境維持のための消耗品として、野田市桐ヶ作18番地 公益財団法人上原教育振興財団 代表理事 上原 廉裕 様から、アルコール消毒スプレー12本入り64箱及び使い捨て手袋100枚入り600箱、114万円相当を頂きました。

一般質問について（概要）

◎ 織田 真理議員

《質問の要旨》

2 子どもたちの東京五輪・パラリンピック観戦について

- ・ 子どもたちの五輪・パラリンピック観戦を行うべきではないと考えるが、野田市においては参加するのか。参加するか否かも含め、その意義と経緯について

3 学生支援対策について

- ・ コロナ禍、大学生等は感染対策のため「オンライン授業」が今だ多くを占めている。学校へ行くこともできないのに高い授業料を払い、通信料が負担となっている家庭に対し市でできる助成を喫緊に行うべきではないか。

4 小・中学校の新型コロナウイルスの感染対策について

- ① アルコール消毒液の置き場所を増やす事や紙タオルの常備設置等々、対策を強化するため、常備用務員の増員をすべきではないか。
- ② まん延防止等重点措置が発令されている期間や緊急事態宣言が発令された場合、期間中の土曜授業やプール授業は中止、また部活動の市内大会においても中止または延期にすべきではないか。
- ③ 感染対策として全校ジャージ登校の時期があったと聞いているが、その経緯と今後について伺う。

《答弁》

2 子どもたちの東京五輪・パラリンピック観戦について

- ・ 子どもたちの五輪・パラリンピック観戦を行うべきではないと考えるが、野田市においては参加するのか。参加するか否かも含め、その意義と経緯については、当初、昨年度夏に行われる予定であった、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、千葉県では、子ども達にオリンピック・パラリンピック競技の観戦機会を各学校に提供することになった。本市も、令和元年7月に市内各小・中学校に意向調査を行ったところ、14校が観戦希望の意向を示した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の出現に伴い、オリンピック・パラリンピック競技大会も1年間延期となり、児童生徒の健康、安全を第一に考えた判断が不可欠となった。そこで、再調査を行っていく中で、観戦を希望していた各学校長と市教育委員会で、現在の感染状況や会場までの移

動手段、会場での児童生徒への危険性について検討を重ね、観戦意向のあった市内のすべての学校が学校連携観戦チケットを自主的にキャンセルした。

3 学生支援対策について

- ・ コロナ禍、大学生等は感染対策のため「オンライン授業」が今だ多くを占めている。学校へ行くこともできないのに高い授業料を払い、通信料が負担となっている家庭に対し市でできる助成を喫緊に行うべきではないかについては、大学等の高等教育の就学支援は、国の高等教育修学支援新制度により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象に、授業料及び入学金の免除や減額に加え、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充などの支援が開始され、コロナ禍による家計急変の場合においても、急変後の所得見込額で所得基準を判定する措置や、緊急特別無利子貸与型奨学金が創設されるなど、意欲ある若者が経済的理由により修学を断念することがないよう経済的支援が行われている。また、文部科学省の資料によれば、各大学等においても、オンラインを活用した遠隔授業の導入に伴い、大学独自にパソコン等の端末やWi-Fi受信のためのルータの無償貸出を行うなど通信環境の支援が行われているとのことである。
このように、学生等への経済的な支援や通信環境の支援は、引き続き国や各大学において実施されていることから、市としては、過去にも答弁したとおり、高等教育の負担軽減は、原則国や各大学の設置者で進めるべきと考えており、現在において市独自の助成制度の創設は予定していない。

4 小・中学校の新型コロナウイルスの感染対策について

- ① アルコール消毒液の置き場所を増やす事や紙タオルの常備設置等々、対策を強化するため、常備用務員の増員をすべきではないかについては、幼稚園及び小中学校では、感染症対策に国のガイドラインや教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策 学校におけるガイドライン」に沿って取り組んでいる。具体的には、身体的距離の確保、人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用、手洗いによる手指衛生など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、毎朝の健康チェックやこまめな換気等を実践しながら、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながらできる限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びの保障に努めている。なお、手指用アルコール消毒は、流水と石けんでの手洗いが

できない場合に補助的に用いることとしており、市内小中学校に確認したところ、校内に配備されているアルコール消毒液の補充の頻度は、学校規模にもよるが、2週間から1か月に1回程度となっている。保健衛生消耗品の補充等は、担任と養護教諭が連携して行い、中学校では、月1回の委員会活動の中で生徒と養護教諭が実施する例もある。このことから、補充作業において教職員の現状の負担はかなり軽減されているものと考えている。

なお、施設の消毒作業は、これまで教職員が行ってきたが、先般、国のガイドラインを参考に市のガイドラインを改訂した際に、児童生徒の手洗いが適切に行われている場合にはこれらの作業を省略することができるとしたところである。今後も感染状況を踏まえながら、教職員の負担軽減を図りつつ、学校における感染症対策をできる限り講じていく。

したがって、保健衛生関係消耗品の補充や消毒作業は、現状の体制で対応できると考えており、現在において新たな用務員等の人員を雇用することは考えていない。

- ② まん延防止等重点措置が発令されている期間や緊急事態宣言が発令された場合、期間中の土曜授業やプール授業は中止、また部活動の市内大会においても中止または延期にすべきではないかについては、土曜授業は平日と同様、通常の授業の扱いとなっており、月曜から土曜までの教育活動を一体的に捉えて実施している。各学校では、野田市教育委員会が作成した学校におけるガイドラインにもとづき、全校体制で感染対策に取り組んでいる。今後、緊急事態宣言が発令され、一斉休業の措置をする場合は、土曜授業も同様に休業となる。

また、プールについては、まん延防止等重点措置が発令されている期間は実施しない。解除後については、学校規模等の各校の実情に応じて、感染症対策を徹底した上で実施を予定している。具体的な対策としては、プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔を2m以上に保つこと、ロッカーなど手を触れる箇所は適宜消毒を行うこと、児童生徒が使うタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りは行わないようにすることなどを講じていく。

次に、部活動の大会について、小中学校の大会については、十分に感染症対策を講じた上ですでに開催している。具体的には、競技数や競技時間の削減、参加人数の制限、健康チェックシートでの大会前後の健康状況の把握、無観客試

合での実施等の対策を行っている。今後開催される葛北などの地区大会は、全て県、関東、全国大会の予選を兼ねていることから緊急事態宣言が発令された場合、大会の中止、または延期について千葉県小中学校体育連盟や全国中学校体育連盟などと協議をしていく。

- ③ 感染対策として全校ジャージ登校の時期があったと聞いているが、その経緯と今後について伺うについては、「新型コロナウイルス感染症対策学校におけるガイドライン」では、中学生の登下校の服装について、通常は制服としている。また、感染予防のため毎日洗濯できる校内服で登校させたいという家庭もあることから、各学校の判断で、校内服での登下校を許可するなど、柔軟に対応するように周知している。令和2年6月当初は、制服もしくは校内服で登下校する生徒が混在する時期があったが、その後、感染症についての理解が進み、生徒や保護者も制服を着用することへの不安感が徐々に払拭されてきたことや、感染予防を講じた学校の取り組みなどによって、安心感が広がり、段階的に制服で登下校をする生徒が増えてきた。しかしながら、毎日洗濯をせずに登下校をすることへの不安がぬぐえず、校内服の着用を希望する場合は、その要望に応じ、柔軟に対応している。

◎ 濱田 勇次議員

《質問の要旨》

2 ヤングケアラーについて

1. 野田市のヤングケアラー実態調査について
2. 今後の市の取組み及び展望について
3. 具体的なヤングケアラーへの支援について

《答弁》

2 ヤングケアラーについて

1. 野田市のヤングケアラー実態調査については、平成30年3月に市内小・中学校に、「ヤングケアラーはいるかどうか」の認識に関する調査を実施したところ、「認識している」と答えた小学校は20校中1校1名、中学校は11校中3校3名だった。今回（令和3年6月）、同様の調査をしたところ、「ヤングケアラーの疑いがある」と認識した学校は、小学校は20校中7校10名、

中学校は11校中5校7名、小・中合計12校17名だった。今回の調査結果については、現在、子ども本人やその家族から詳細な聞き取り等が未実施のため、今後、学校や教育委員会、さらに子ども家庭総合支援課及び分室が連携し、個別に詳細な聞き取り調査を実施し、その状況に応じて野田市要保護児童対策地域協議会の関係機関も連携し、それぞれの状況に応じた支援を早急に検討し対応する。

2. 今後の市の取組み及び展望については、市としては、毎月行っている長期欠席児童・生徒月例報告書、ひばり教育相談やスクール・カウンセラーによる報告書などを通して、学校と情報を共有しており、中でも長期欠席児童生徒については、その理由を確認し、必要に応じて子ども家庭総合支援課及び分室等と連携し、要保護児童対策地域協議会の役割分担において、各々の家庭に必要とされる適切な支援を検討している。しかし、ヤングケアラーは、法令上の定義がないこと、小・中学校の児童生徒は、幼児等と比べヤングケアラーになりうる可能性が高いことなどから、今後は今まで以上に学校において児童生徒の様子をしっかりと見守っていく。
3. 具体的なヤングケアラーへの支援については、学校の役割としては、ヤングケアラーの早期発見・児童生徒の状況把握、悩み相談等を行っているが、今後さらに教育相談を充実させ、子どもに寄り添いながら状況把握に努めていく。教育委員会では、子どもが担っている状況を詳細に把握した上で、どのようなサポートが必要かを判断し、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関と連携し、適切な支援に結びつけるよう努めている。具体的には、ネグレクトや心理的虐待とまで判断されなくても、幅広く支援に繋げるため、子ども家庭支援員や心理士、スクールソーシャルワーカーが、子ども家庭総合支援拠点事業の一環として家庭訪問し、保護者や子ども本人と対話を重ね、高齢者や障がい者等がどのような市のサービスを導入すれば、ヤングケアラーにならないか、また学校への登校支援等も実施し、子どもの人権を尊重した生活につなげるよう支援している。

◎ 内田 陽一議員

《質問の要旨》

5 災害対策について

- ・ 市民への防災教育と教育施設（子どもたちはじめ教職員）での防災教育についての現状と課題について

《答弁》

5 災害対策について

- ・ 市民への防災教育と教育施設（子どもたちはじめ教職員）での防災教育についての現状と課題については、児童生徒への防災に関する教育は、国の定める「学習指導要領」の中に位置づけられており、社会科、理科、および保健体育科などで自然災害の発生する仕組みやその対策、危険予知や身の守り方などについて学習する。野田市の取組としては、小学校3・4年生が使用する副読本『わたしたちの野田市』にて、野田市における災害の歴史や特徴、対策などを学び、ハザードマップを作ったり、家族で避難について話し合ったりする活動を通じて、防災意識を持てるよう指導している。また、小中学校での避難訓練、小学校での引き渡し訓練や集団下校などでは、ハザードマップを活用し、地震や台風などの災害を想定した訓練を行うと共に、学習の振り返りや事後指導を行い、防災意識を高める教育に取り組んでいる。学校ごとに定めた安全マニュアルを全職員が毎年見直し、防災意識を共有している。

今後の課題については、1点目として災害時・避難時などに、児童生徒が、発達段階に合わせて社会的役割を果たすような視点を持つことが大切。実際に地域と連携して避難訓練を行っている中学校もあり、そこでは、生徒が高齢者の誘導を行うなどの役割を担っている。中学校の防災教育では、避難所運営マニュアルを活用し、中学生自身が活動できる場面を考えさせることで、自助・共助の意識を高めていく。2点目として、東日本大震災から10年が経過したことを受け、未曾有の大災害で得た貴重な知見を、風化させずに安全教育に生かしていくことだと考える。そのために、教育委員会として積極的に各県の研修や取組を紹介するなどして、教職員の意識や防災の知識を高めることで、児童生徒の日常的な防災意識を向上させていきたいと考えます。

◎ 小椋 直樹議員

《質問の要旨》

2 野田市青年館の今後の方針について

① 老朽化してきた青年館の今後の方針について

② 建物の老朽化に伴う修繕費用の負担について

《答弁》

2 野田市青年館の今後の方針について

① 老朽化してきた青年館の今後の方針については、青年館として建て替える予定はなく、将来的には地元に無償譲渡するのが望ましいと考えている。現時点では自治会館への建て替え計画があるのは川間駅前青年館のみであり、残る5館については譲渡希望もないが、地元自治会等への管理運営委託や協議は今後も続けていく。

② 建物の老朽化に伴う修繕費用の負担については、引き続き各青年館での対応をお願いしていくが、「基礎、土台、柱、床、はり及び屋根」といった建物の主要構造部の修繕については市が負担することになっているため、大規模修繕が必要となった場合には個別に協議していく。

◎ 木名瀬 宣人議員

《質問の要旨》

1 障がいのある子供たちに対する学校内での移動サポートについて

① 学校内における車両通過用の段差等の現状について

② 各段差の対応状況について

③ 移動教室・階段等での移動時における支援員の配置状況とサポート状況について

《答弁》

1 障がいのある子供たちに対する学校内での移動サポートについて

① 学校内における車両通過用の段差等の現状については、体育館や別校舎へ向かう経路上にある段差は議員の指摘のとおり緊急車両等の通過用のために設けられているものであり、箇所数は小学校 20 校中 12 校に合計 19 箇所設置されており、中学校 11 校中 5 校に 5 箇所、幼稚園 3 園中 1 園に 1 箇所設置されてい

る。また、肢体が不自由な児童生徒が在籍している学校で見ると、小学校では4校のうち2校に4箇所、中学校では2校のうち1校に1箇所の段差が設置されている状況である。

- ② 各段差の対応状況については、各学校が工夫して鉄板や木材を加工したものをおぼみに設置することで車椅子などに対応しており、小学校で3校、中学校で1校となっている。その他の学校については、段差があっても他のルートで体育館や別校舎に行き着くことができるため、特段の対応はとっていない。他の段差に対する対応としては、トイレ出入り口や昇降口等にスロープの設置、特別教室などへの移動で階段の利用が難しい場合には、自動昇降機を学校に配置することで対応している。今後も、保護者や教育委員会等で十分な話し合いを通じた上で合意形成を図り、配慮の内容を決定して対応していく。
- ③ 移動教室・階段等での移動時における支援員の配置状況とサポート状況については、車椅子や装具を利用する等、歩行困難な児童生徒に対しては、担任教員、支援員、その他の教員が移動の支援を行っており、移動場所や時間割の状況に応じて、学校ごとに支援計画を立て移動補助をしている。また、急遽、怪我や疾病のため車椅子や、松葉づえ等を利用して移動しなければならない児童生徒が出た際にも、同様な対応を図っているところであり、今後も児童生徒の安全や学びの確保のため、各学校において計画的に支援を行っていく。

◎ 長 勝則議員

《質問の要旨》

3 水難・水害対策について

- ② 学校現場では、児童生徒に対して水害についてどのような指導をしているのか伺う。

《答弁》

3 水難・水害対策について

- ② 学校現場では、児童生徒に対して水害についてどのような指導をしているのか伺うについては、水難事故に関しては、大型連休や長期休業中に全国で児童生徒が被害者となる案件が多数起きており、野田市でも同様の事故が発生した経緯があるため、教育委員会としても、必ず児童生徒の水難事故防止に向けた指

導を徹底するよう学校に依頼し、各学校で「川で泳がない」、「川辺で遊ばない」などの指導を行っている。夏から秋にかけては気温が上昇するため、水辺でレジャーをする機会が増え、台風などで水位が増加し、危険性が上がる時期もある。小中学校では、大型連休・長期休業前には必ず水の事故についての注意喚起を行うとともに、PTA や教職員が交代で河川も含めた危険箇所のパトロールを行っており、河川に隣接し水の事故等が懸念される学校の中には、長期休業中毎日パトロールを行っている学校もある。